

佐伯市事前復興計画 (案)

令和 6 年 月

— 目 次 —

令和5年度 案作成

第1章 はじめに

- 1 佐伯市事前復興計画とは
- 2 計画策定の背景.....
- 3 事前復興計画の基本構成.....
- 4 事前復興計画の位置づけ.....
- 5 佐伯市の災害リスクと被害想定

第2章 復興プロセス編

- 1 復興プロセス編の目的
- 2 復興まちづくりの流れ
- 3 復興まちづくりの体制
- 4 分野別の復興プロセス.....
 - (1)分野の設定
 - (2)分野別の復興プロセス
 - 1)住環境の復興プロセス
 - 2)医療・保健・福祉の復興プロセス.....
 - 3)まちの復興プロセス
 - 4)商業・工業の復興プロセス.....
 - 5)農林漁業の復興プロセス
- 5 復興事前準備の推進に向けた方策
- 6 検討体制・策定経緯.....

第3章 復興ビジョン編.....1

- 1 復興ビジョン編の目的 1
- 2 対象区域..... 1
- 3 計画期間..... 1
- 4 人口の現状と将来見通し..... 2
- 5 復興まちづくりの課題..... 3
 - (1)住環境の課題..... 3
 - (2)保健・医療・福祉の課題..... 4
 - (3)まちの課題..... 5
 - (4)商業・工業の課題..... 7
 - (5)農林水産業の課題..... 8

6 復興ビジョンの基本的な方針	10
(1)復興ビジョン	10
(2)目指す都市構造.....	12
(3)東日本大震災での市街地復興パターン	14
7 復興目標	19
8 分野別の復興方針	22
(1)住環境の復興方針.....	24
(2)保健・医療・福祉の復興方針	29
(3)まちの復興方針.....	34
(4)商業・工業の復興方針	40
(5)農林水産業の復興方針.....	42

第4章 事前復興まちづくり

※令和7年度作成

・モデル地区に対して地区の特性等を踏まえた詳細な復興まちづくり計画を検討

1 復興ビジョン編の目的

広域的に甚大な被害が発生した際には、混乱する状況下において迅速かつ着実な被災地域の復旧・復興の推進が求められます。その際、被災した市民が安心して暮らせるように、安定した経済活動や地域の産業活動が行えるよう迅速な復旧・復興に取り組むとともに、市外に避難した市民も本市に戻れる環境を早期に整えることで、人口流出を抑制し、誰もが将来にわたって安全・安心で活力を感じられる復興を進めていく必要があります。

復興ビジョン編は、発災後の復興ビジョン、分野別の復興目標・復興方針等について事前に示すものであり、発災後には、復興ビジョン編を基に、被災の程度や範囲などを踏まえた迅速な復興計画の策定に資するものです。

【復興ビジョン編の構成】

復興まちづくりの課題

現状のまちづくりで抱えている課題が、災害時には大きな被害を引き起こす要因となっていることを踏まえて、本市のまちづくりの課題・問題点、さらに発災後に想定される問題点を分野別に整理し、復興まちづくりを進める上での課題を示します。

復興ビジョンの基本的な方針

復興まちづくりを進めるにおいて、関係者が共通認識として持つべき基本的な考え方として、復興ビジョン及び目指す都市構造を示します。

復興目標

復興ビジョンの基本的な方針の実現に向けて、分野別の復興目標を示します。

復興方針

分野別の復興方針、復興方針に基づいた施策・事業（主な取組）を示します。施策・事業（主な取組）は、「復旧・復興に向けた取組」と「事前に取り組・検討を行う取組」を示します。

2 対象区域

本市は、大分県内で最大の市域面積で、市内には市街地、沿岸部や山間部の集落など様々な特性がある地域であり、津波被害、浸水被害、土砂災害等などが想定されることから、対象区域は佐伯市全域とします。

3 計画期間

東日本大震災の復興期間の10年を参考とし、発災後10年を復興期間と設定します。

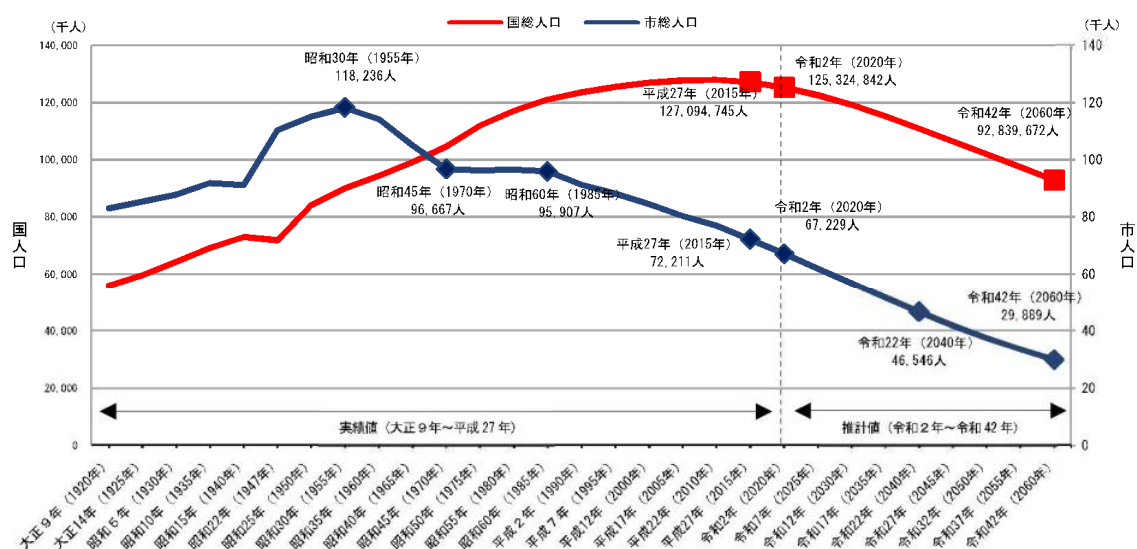
復興計画の策定時には、現実の被災状況や佐伯市総合計画等の上位関連計画の計画期間との整合性を踏まえて、計画期間を設定するものとします。

4 人口の現状と将来見通し

本市の総人口は、戦後から高度経済成長期前まで人口増加が続き、昭和 30 年（1955 年）に約 11.8 万人とピークを迎えました。その後、高度経済成長期から都市圏への労働力流出に伴い、昭和 45 年（1970 年）には約 9.7 万人まで減少しましたが、昭和 60 年（1985 年）までほぼ横ばいで推移してきました。平成に入ってから減少が続き、平成 27 年（2015 年）には約 7.2 万人（平成 27 年国勢調査確定値）となっています。

国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、今後も人口減少が続き、令和 22 年（2040 年）には 4.7 万人を割る見込みとなっています。さらに、国立社会保障・人口問題研究所による推計を基に、本市独自で令和 42 年（2060 年）までの総人口を推計すると、約 3.0 万人となる見込みです。

平成 27 年（2015 年）の総人口（約 7.2 万人）を基に、令和 42 年（2060 年）の総人口（約 3.0 万人）を見ると、約 41.4%まで減少するものと予測されます。



国勢調査（大正 9 年～平成 27 年）、佐伯市独自推計*（令和 2 年～令和 42 年）

* 佐伯市独自推計は、国長期ビジョンにおける推計方法に準拠。

■人口推移と将来見通し

出典：佐伯市 まち・ひと・しごと創生総合戦略、第 3 期／2024（令和 6）年度～2027（令和 9 年度）、令和 6 年 3 月

5 復興まちづくりの課題

発災後、緊急対応期から本格復興期までの復旧・復興を進めるにあたっての課題を整理しました。

また、災害時には、現況の課題の脆弱性が露呈し、被害が大きくなることから、現況の課題も併せて整理しました。

(1) 住環境の課題

被災後、安定した生活にいち早く戻れるように、応急仮設住宅の整備、住宅の再建・修繕、教育環境の再建などを進めていく必要があります。また、市職員も被災者となる可能性や資機材の不足などから、行政サービスの一部や避難所運営は市民も連携して担うとともに、地域コミュニティの維持も踏まえた対応を図る必要があります。

【個別課題】

1) 住宅・建物の倒壊による住環境の悪化

本市は、一般住宅の耐震化率が72.5%（令和4年度推計）となっており、地震による被害からの生命と財産の保護のため、計画的な耐震化の促進が必要です。また、近年の人口減少による過疎化の進展により、市街地でも空き家が増加しており、雑草の繁茂や倒壊の危険性など、近隣住民の生活に悪影響を与えるものもあります。

発災時には、揺れや津波による倒壊や浸水被害などによる住環境の悪化が考えられます。倒壊した建物が道路を分断し、緊急車両の通行が困難になるなど、避難経路が閉塞される可能性があります。

また、空き家の所有者不明に伴う解体等の対応が遅れることにより、復旧・復興への影響が懸念されます。

2) 避難生活の長期化による教育環境の悪化

本市の学校施設は、老朽化状況等を踏まえ、長寿命化改修や大規模改修に取り組むとともに、少子化の現状を踏まえ、小・中学校の適正規模・適正配置の検討を行っています。さらに、災害想定を踏まえて検討を行うことが必要とされています。

発災時には、避難生活の長期化、仮設住宅の用地確保や学校施設の復旧の遅れなどにより、学校施設の一部が長期間、使用できない状況となる恐れがあります。特に低地部の学校では、津波や浸水により校舎が損壊し、使用できない恐れがあります。

また、被災により教職員の確保が困難になることや物品の不足、広域避難による児童・生徒の分散やストレスによる不登校等により、学業の遅れなど、教育環境の悪化が懸念されます。

3) 被災による地域コミュニティの衰退

地域コミュニティは地域住民の福祉の向上に大きく寄与するとともに、行政と地域住民を結ぶ基礎的な組織として、様々な行政サービスを協働で担うなど重要な役割がありますが、本市では、人口減少や少子高齢化が進み、地域の活動への参加が減少する等、地域コミュニティが希薄化しています。

発災時には、高齢化の進行に伴い避難弱者の増加、壮年世代の減少により避難行動の支援・安否確認が困難になる可能性があります。また、被災者の広域避難や仮設住宅への入居等により地域コミュニティが分断され、衰退する恐れがあります。

4) 被災による行政サービスの低下

発災時には、市職員も被災者となるため、災害時に参集できない可能性があります。庁舎が被災し、また、通常業務に災害対応業務が加わることで行政サービスが低下する恐れがあり、さらなる住民の混乱を招き、復旧・復興に向けた対応に遅れが生じる恐れがあります。

5) 避難所運営の対応不足

公民館やコミュニティセンターをはじめとした公共施設は、あらゆる世代が安心して活用できるよう、耐震化やバリアフリー化等の施設整備を進めていくことが求められています。

発災時には、避難所となっている施設の安全性が判断できないことから、被災者の安全性が脅かされる可能性があります。また、公民館の鍵の管理者の不在等により、避難所の開設の遅れが生じる可能性があります。

避難生活が長期化する場合、バリアフリー対応した施設や専門的なケアが必要な要配慮者等に向けた福祉避難所の確保が必要です。

また、避難所としてペットの受入可能な場所が少なく、避難者・ペット同士のトラブルや動物アレルギーなどの二次被害の発生が懸念されます。

(2) 保健・医療・福祉の課題

被災時、早急な対応が求められる保健・医療については、混乱なくサービスが提供できるよう、行政をはじめとする関係機関と迅速かつ円滑な連携体制を構築する必要があります。また、福祉においても被災後に行政サービス・支援が停止することのないよう、機能を早期回復し維持していく必要があります。

【個別課題】

1) 被災による人手・物資の不足

本市では、保健・医療・福祉の従事者不足が深刻な課題となっています。また、多くの施設において老朽化も進んでいる状況です。

発災時には、平常時に求められていた保健・医療・福祉サービスに加え、被災による傷病者の対応や被災者のメンタルケアなど、更なるサービス提供が必要になる可能性があります。一方で、被災による従事者の不足、施設の被災によるサービス供給拠点の喪失、必要物資の不足など、需要に対して十分な保健・医療・福祉提供能力が確保できず、必要なサービスが行き届かないことが懸念されます。

2) 衛生環境の悪化による健康被害の増加

本市では、大分県や関係団体による生活衛生・食品衛生の指導や育成が行われており、衛生環境の維持・向上に努めています。

発災時には、これらの指導や取り組みが停止するとともに、被災による污水处理機能の低下や停電の長期化による食品の保存環境の悪化、災害廃棄物処理機能の低下などにより生活衛生環境の悪化が懸念されます。また、遺体処置能力を超える死者の発生に伴う遺体安置環境の悪化や避難所生活の長期化による感染症が蔓延する恐れがあります。

3) 医療サービスの混乱による死傷者の増加

高齢化が進行している本市では、今後、医療需要の増加が見込まれます。そのため、救急医療体制の確保やへき地医療の維持、福祉機能との連携など、地域特性に応じた医療提供体制の整備が求められています。

発災時には、医療供給能力を超える傷病者の発生や道路状況の悪化により、重篤患者の搬送が困難となるなど、医療体制が混乱状態に陥る可能性があります。これに伴い、適切な処置が受けられない患者の発生や医療従事者の負担増などにより、医療サービスの質が低下し、死傷者が増加する恐れがあります。

4) 福祉・生活支援サービス等の停止による被災者の生活困窮

発災時には、福祉施設の被災により要介護者の受け入れ先が不足するとともに、地域コミュニティの希薄化により高齢者や要配慮者の孤立化が進行する恐れがあります。また、金融サービスの停止に伴い、要配慮者や子育て世帯への各種手当や公的扶助制度の支給が停止され、被災者の生活困窮が進み、心の健康の悪化も懸念されます。さらに、就学前の子どもが通う施設や放課後児童クラブ等、子ども達の保育環境や居場所等の環境の悪化も懸念されます。

5) 被災者のメンタルケア不足による災害関連死の増加

本市では、高齢化が進行し、独居高齢者や要介護者が増加しています。さらに、地域の支え合い機能が低下しており、自殺による死亡率が全国平均と比較し高い状況です。

災害時には、孤立世帯の発生、生活再建の難航など、様々な要因により精神的な負荷がかかりやすく、そこから体調不良や自殺者など災害関連死にもつながりやすくなる恐れがあります。

(3) まちの課題

日常生活や経済活動を支える基盤であるインフラ・ライフラインに関して、早期復旧を図り、機能を確保することで、安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。また、佐伯市らしさや地域の個性である歴史・文化等を継承しつつ、災害リスクを踏まえた市街地形成及び土地利用の誘導や規制等に取り組んでいく必要があります。

【個別課題】

1) 道路・交通網の寸断

本市では、東九州自動車道をはじめ緊急輸送道路が整備されていますが、多くの路線において2車線道路となっているとともに、都市計画道路をはじめ、未整備路線が多く存在する状況です。また、大雨等に伴う土砂崩れの発生など、通行止めが頻発しています。あわせて、道路の橋梁やトンネルにおいても建設後、一定期間が経過しており、老朽化が進んでいます。その他、本市で唯一の鉄道である日豊本線は単線であり、交通網が脆弱な状況です。

発災時には、道路の崩落、損傷、陥没、液状化などの被害に伴う通行止めにより、孤立集落が発生し、住民や負傷者等の救助・救出への影響や支援物資が届かないなど、日常生活への影響が懸念されます。さ

らには、復旧活動そのものが人材不足により遅れが生じるとともに、鉄道の復旧には長期間を要することが想定され、日常生活や経済活動への影響が懸念されます。

2) インフラ・ライフラインの遮断

本市では、市民の日常生活のライフラインとなる上下水道の普及に向けた整備や光ファイバー網の整備などを進めていますが、上下水道の施設や管路の耐震化、電力ネットワークの強靱化等が進んでいない状況です。また、上下水道やし尿処理・ごみ処理施設、河川、公園などのインフラにおいても浸水・内水などの災害対策等が必要な箇所が存在します。

発災時には、断水、停電、情報連絡網などライフラインの遮断が発生するとともに、避難生活への影響が懸念されます。仮に、南海トラフ地震が発生した場合の被害として、2週間ものライフラインの停止などが想定されています。さらには、災害廃棄物の大量発生やインフラ等の損傷による衛生環境や治安の悪化などが懸念されます。その他、河川やダム、港湾関連施設等の損傷による二次災害の発生の危険性や人口流出や事業そのものの継続が困難となることでの産業活動への影響などが懸念されます。

3) 歴史・文化等の喪失

本市では、沿岸部や河川沿いに豊かな自然による良好で特色ある景観を形成するとともに、城山・山際・船頭地区は「景観形成重点地区」「佐伯市歴史的環境保全地区」となっています。また、景観形成施設において災害対策が進んでいない状況です。

発災時には、古い建築物や工作物が損傷するなど、歴史的まちなみが損傷し、歴史、文化等の継承ができないとともに、価値そのものの低下が懸念されます。特に、市街地縁辺部には城山がそびえ、その山すそには歴史的なまちなみが形成されていますが、人口が集積する谷あいには土砂災害警戒区域等に指定され、歴史・文化等の喪失が懸念されます。

4) 土地の荒廃

本市は、市域の約 87%を山林が占めており、農地は 2.4%、宅地は 1.4%となっています。農地は、河川沿いの低地に広がっており、畑は丘陵地・斜面地に点在しており、農業や林業の担い手不足などにより、不作付地、農地耕作放棄地の増加など荒廃が進展しています。市街地部に建物用地が集中し、各地域の中心部に集落を形成しており、空き家・空き地などの低未利用地が存在します。

発災時には、所有者・管理者が不明な土地が増加し、それらへの対応が必要となるとともに、耕作放棄地や低未利用地の増加が懸念されます。さらには、市街地の広範囲において、洪水や津波、高潮浸水想定区域に指定されており、特に、JR 佐伯駅周辺は 3m を超える津波が予測され、番匠川南側の市街地はほぼ全域が 3m を超える洪水浸水想定区域に指定されています。そのため、建物等の直接的な被害に加え、密集市街地等における住宅火災等の二次災害の発生が懸念されます。

その他、土砂災害特別警戒区域等は市街地や集落を取り囲み、山間部では広範囲に指定されていることから、風水害や土砂災害等による被害が懸念されます。

(4) 商業・工業の課題

事業施設や設備への被害、従業員の被災などにより、一時的に産業活動が停滞することが想定されます。長期化すると、地域経済が大きく衰退するきっかけとなり、さらなる人口流出や地域の活力低下を招く可能性があります。そのため、被災した事業者と連携しながら、経済活動の早期回復に努める必要があります。

【個別課題】

1) 商店や工場の撤退

本市における店舗数は減少傾向にあり、その空き店舗の活用が課題となっています。また、工場が被災リスクの高い市内中心付近の沿岸部に集中しており、津波により大きな被害の発生が予想されています。

商工業施設の多くが津波浸水想定区域に立地していることから、建物や建物内設備の被災が懸念されます。発災時は事業の停止や生産量の減少が予想され、再開資金の目途が立てられない事業所は廃業に追い込まれ、撤退していくことが想定されます。

2) 多額の再開資金の調達

働き手不足や市場規模が縮小、働き手確保のための賃金上昇等により、商工業施設は厳しい経営環境にあります。市内企業の多くが中小企業であることから、財務体質が弱い事業者にとっては、被災後の事業再開に向けた設備投資の負担は大きいと想定されます。

3) 労働者の流出・減少

本市では、働き手となる世代の市外への流出が継続しています。また、地場産業では働き手の確保が問題となる一方で、賃金向上や物価の高騰による収益減少のために容易に人員を増加しづらい環境となっています。

大分県による南海トラフ巨大地震の被害想定によると、災害発生1か月後の本市からの疎開者は9,696人（7人に1人の割合）と推計され、事業所の被災の有無によらず、商工業事業者が事業を維持・再開に向けた際に、働き手が大幅に減少しており、事業継続が困難となる状況が想定されます。

4) 経済規模の縮小

近年ではインターネットを通じた買い物が増えており、地域の店舗での消費活動は低迷が続いています。また、郊外に大型店舗が立地し、中小店舗の売り上げは減少傾向にあります。

発災時は、住民及び観光客の消費活動が激減することが予想されます。また、発災後に疎開者が多いため、市の潜在的な経済規模の縮小、店舗等の売り上げ縮小、さらには撤退することが想定され、生活の利便性が低下します。このことが住民の他都市への流出をさらに助長するといった悪循環の発生が想定されます。

（５）農林水産業の課題

被災により減少が見込まれる生産量を回復させるため、減少圃場、林地、漁港等の生産基盤を早期に復旧する必要があります。また、再開に向けた生産者や資機材確保のため、就業支援や金融支援等に取り組む必要があります。あわせて、品質低下や風評被害への対策として専門家の派遣や広報、地産地消の推進等の取り組みが必要です。

【個別課題】

１）生産量の減少（農・林・水産業共通）

発災時には、農地への土砂・海水の流入や、土砂災害による伐採期を迎えた樹木の倒壊、漁船や生簀の被災等が想定されます。生産基盤が直接被害を受けることから、短期的には生産量が急激に減少することが想定されます。また、生産基盤を復旧しても、農作物、樹木や魚類の生育には一定期間を要するため中期的にも生産量は被災前より低い水準で推移することが想定されます。

２）生産者の減少・流出（農・林・水産業共通）

本市では、高齢化や人口減少の影響により１次産業の従事者数は減少傾向にあり、働き手の確保が喫緊の課題となっています。

発災時には、農業分野では高齢の農家が災害を契機とした耕作の放棄、林業分野では樹木の被災による長期の低収入化を嫌気した事業者の撤退、水産業分野では従事者の被災や疎開などが想定され、１次産業の生産者の急激な減少や他都市や他産業への流出が懸念されます。

３）多額の再開資金の調達（農・林・水産業共通）

農業分野では農地の確保や資機材等、林業分野では林道整備や資機材等、水産業分野では共同利用施設や資機材等に代表されるように、多額の初期投資が必要です。一方で、海外製品との価格競争により販価が低迷しており厳しい経営環境下にあります。

発災時には、生産基盤が直接被災することが予想され、生産基盤の復旧には、初期投資と同程度の資金が必要と考えられます。高齢の個人経営者に対しては、復旧・復興の資金調達の課題はより顕著になることが想定されます。

４）既得市場の喪失（農・林・水産業共通）

本市では１次産業の法人化や法人による事業経営を推進しており、その数は増加傾向にあるものの、収量は減少傾向にあります。

発災時には、生産基盤の被災により生産量が急激に減少することが想定されます。復旧復興するまでの間は、本市から他都市への出荷量が低下することに加え、本市内においても他都市や海外製品に依存せざるを得ない状況となり、既得市場を喪失することが懸念されます。

5) 農業基盤の弱体化

水田農業は米価低下の影響を受け個人経営環境は厳しい状況が続き、離農者が増加しています。畜産についても就業者の減少が継続しています。

また、本市の農地の内、既に3割を超える農地が耕作放棄地となっています。耕作放棄地は、隣接農地における虫害や鳥獣被害を助長する等、農作環境の悪化につながります。

農業従事者は高齢化の進行、厳しい経営環境から、農地が被災した場合、耕作放棄地の増加が想定されます。

6) 森林の荒廃の進行

本市では、林業従事者の減少等により、標準伐期を迎えたスギの伐採が進んでいません。また、世代交代や不在地主の増加により、未整備森林が増加傾向にあります。また、本市の鳥獣害被害防止対策により、被害額は大幅に減少したものの、依然として鳥獣害被害は恒常的に発生しており、捕獲班員の確保や高齢化が課題となっています。

発災時には、倒木や林道等の被災が想定され、これを契機とした林業事業者の撤退が想定され、より一層、未整備森林が増加し、山間地域において土砂災害の発生リスクが高まることが懸念されます。さらに、避難の疎開が長期化する場合、鳥獣捕獲員の確保がより厳しくなることが想定され、鳥獣害被害防止対策が低下し、獣害が増加し、農作物等への被害増加が懸念されます。

6 復興ビジョンの基本的な方針

(1) 復興ビジョン

本市は、第2次佐伯市総合計画(平成30年度～令和9年度)の基本構想の将来像の実現を目指して、まちづくりに関する各分野の政策を推進しています。

発災後も市民・事業者が、基本構想の将来像の実現を目指し、未来の創造に向けて、よりよい復興を推し進めていくための共通認識として、復興ビジョンを設定します。

第2次佐伯市総合計画

まちの将来像

地域が輝く「佐伯がいちばん」の人・まちづくり

基本政策「さいき 7 つの創生」

- ①豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生
- ②暮らしと産業を支える生活基盤の創生
- ③健康で安心して暮らせる共生社会の創生
- ④人が学び、人が活き、人が育つ教育の創生
- ⑤地域資源をいかした産業と観光の創生
- ⑥人が交流し、活力あふれるまちの創生
- ⑦地域が輝くまちの創生



復興ビジョン (仮案)

地域の輝きを取り戻し、次世代に向けてみんなで興^{おこ}す“わがまち・佐伯”

本市には、各地域に、豊かな自然、自然がもたらす食の恵み、伝統文化など、特徴的な輝きがあるまちです。このような地域の輝きの中で、人々は落ち着いた暮らしを過ごしてきましたが、継続している人口減少によりまちの形も変化してきています。

災害により、まちの形・人々の暮らし・生業(なりわい)・人々のコミュニティは一変します。将来、人口減少も予測されているなか、私たちは豊かな自然環境との調和を図りながら、住みよい暮らし・活力ある産業など地域の輝きを取り戻し、適切な規模で満ち足りた生活を送ることができる「縮充のまちづくり」に取り組み、次世代の人々も住み続けられる“わがまち・佐伯”づくりを進めます。

〔住環境グループ〕

地域の輝きを取り戻し、みんなでつくる新たな“ふるさと・佐伯”

(案の考え方)

広域的な被災が想定されることから『みんなでつくる』、甚大な被害からの復興となるので『新たな』、誰にでも分かりやすい『ふるさと・佐伯』を盛り込み、これまでの佐伯の魅力を取り戻し、災害を乗り越えて、これまで以上に魅力的な“ふるさと”をみんなで作っていかうという思いを込める。

〔保健・医療・福祉グループ〕

みんなで取り戻す、私たちの“ふるさと佐伯の再起”

地域の輝きを取り戻し、みんなで目指す安心・安全なまちづくり

(案の考え方)

“ふるさと”として認知されている佐伯を、甚大な被害からの復興を進めるため「ふるさとを興す」という思いを込める。復興ビジョンは、市民に分かりやすく、再興・復興を明示できるものがよい。

〔まちグループ〕

地域が輝きを取り戻し、安全で安心な新たなまちの創生

(案の考え方)

『輝き』は、“市民の元気”、“地域のつながりや関係性”を示し、『取り戻す』というキーワードを入れておくと、発災直後から半年後に策定する復興計画でビジョンを見た市民に復興のイメージが伝わりやすく、前を向く気持ちになれる。

〔産業グループ〕

次世代が生き活きと暮らしやすく、安全で安心な 新たな佐伯の創生

(案の考え方)

「誰のための復興なのか」という点を『次世代』で明確にし、私たちのまちの復興であることから固有名詞である「佐伯」を入れた。

佐伯は過去を振り返ると、産業や人口の減少が進んでおり前向きになれる機会が少なかった。そういった過去の佐伯から、重要な文化を伝承しながらも、「新たな佐伯」へ前向きに進みたいという思いを込める。

(2) 目指す都市構造

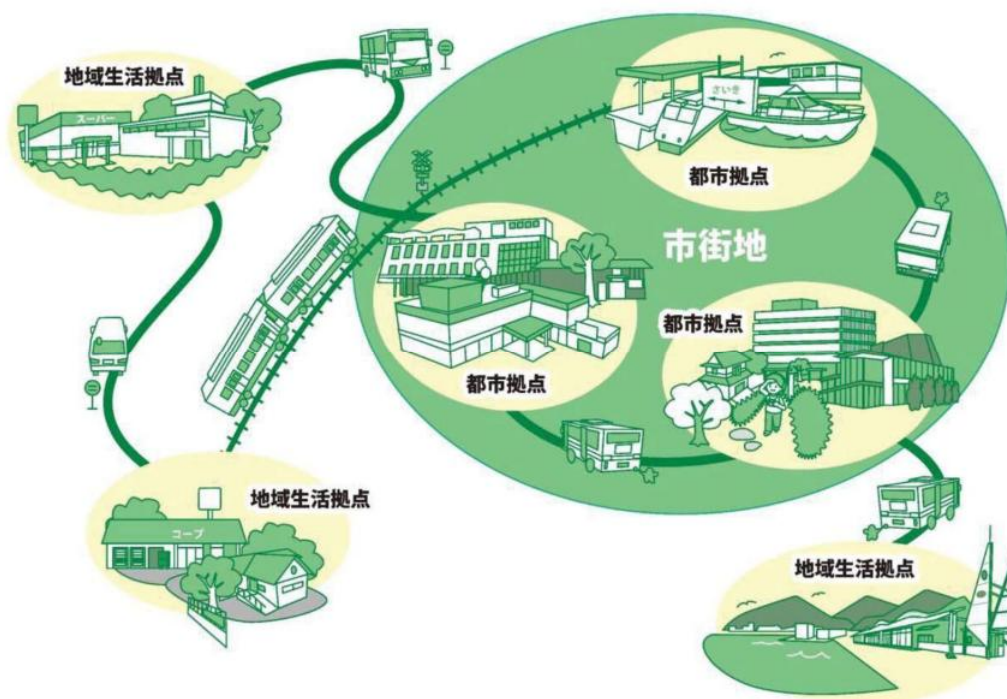
本市では、各地域の特性を活かした発展と安全・安心で持続可能なまちづくりの指針である第2次佐伯市都市計画マスタープラン（令和5年～令和25年）に基づき、まちづくりを推進しています。

発災後においては、都市計画マスタープランの将来都市構造を基本としながら、復興まちづくりに取り組みます。

人口減少下において、これまでのような都市の拡大を前提として都市づくりを進めると、低密度な市街地が広がり、買物や医療等の生活に必要なサービス機能や公共交通サービスが維持できなくなることが想定されます。また、人口減少や高齢化の進展に伴い、就業者数も減少し、産業の衰退、自然環境の荒廃につながり、ひいては市全体の魅力の低下につながることが想定されます。

本市では、周辺部における暮らしの豊かさも大きな魅力となっており、現在も多くの市民が居住しています。このため、本市の中心となる市街地地域の都市拠点と周辺部地域の生活利便を維持する地域生活拠点を設定し、これらを公共交通ネットワークで結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造を定めます。これにより、市街地と周辺部の魅力や特徴を相互に享受しながら市全体の魅力向上を目指すとともに、将来にわたって各拠点とその周囲の暮らしやすさが維持されるまちづくりを推進します。

▼佐伯市における「コンパクト・プラス・ネットワーク」イメージ



■ 将来都市構造の考え方

(第2次佐伯市都市計画マスタープラン)

将来都市構造

佐伯市の将来像を実現するために、おおむね 20 年後を見通す中で、都市機能の拠点、都市の骨格となる軸、土地利用の基本的な配座（ゾーン）を、以下のように設定します。

拠点：市の経済活動や産業活動を支える機能や人を集約する空間

都市拠点

大手前・市役所周辺都市拠点

- ・にぎわいや活力、魅力にあふれ、多様な市民の交流の場となる拠点の形成を図ります。

JR 佐伯駅・港周辺都市拠点

- ・市の玄関口にあふれ、商業・業務地区、かつ、観光・交流の拠点地区の形成を図ります。

鶴岡西町周辺都市拠点

- ・市民の生活利便性の向上に資する拠点地区の形成を図ります。

地域生活拠点

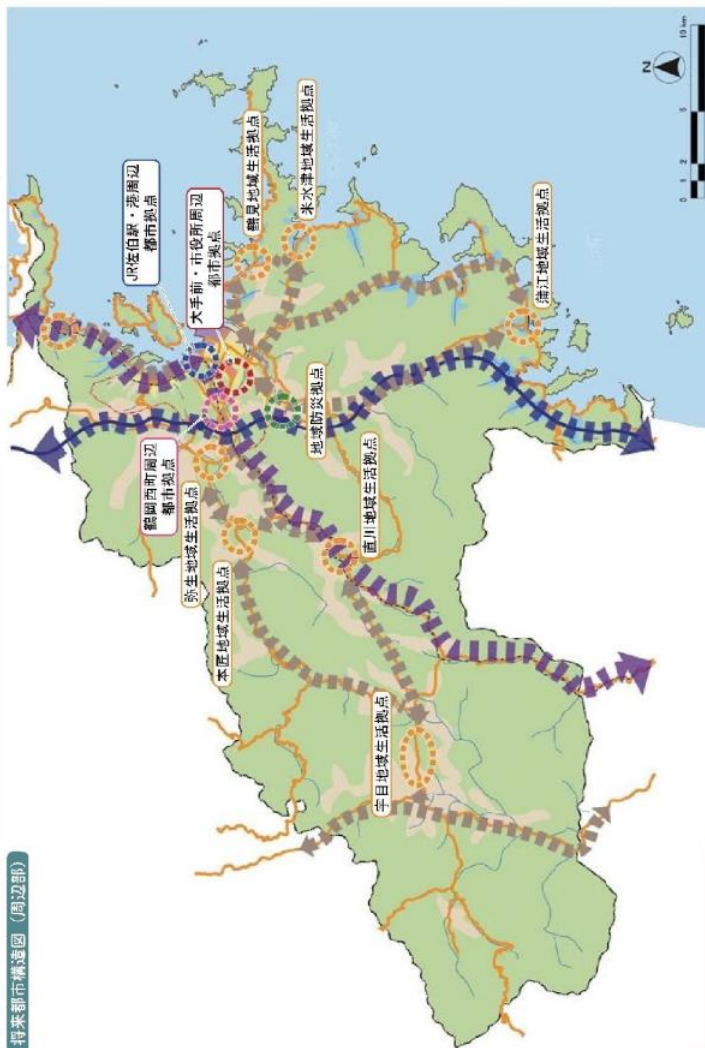
- ・現在の土地利用、居住環境、産業機能を保全していきます。

- ・地域の拠点的な施設を誘導し、地域活力やコミュニティの発出や維持に努めることとします。

地域防災拠点

- ・金城を対象とした広域的な防災拠点の形成を図ります。

将来都市構造図（周辺部）



軸：拠点間を結び都市の骨格となる空間

都市間交流軸

- ・他地域との交流や連携を深めるための軸として 4 車線化等の整備促進や幹道路線の維持を図ります。

拠点間交流軸

- ・日常的な生活における市域内・外の各拠点間の交流・連携を図る軸として、優先的に整備を促進します。

地域間交流軸

- ・市域内各地域、近隣都市との交流・連携を図るための軸として、整備を促進します。

土地利用：面的な広がりやまとまりを形成する空間

商業・業務地ゾーン

- ・商業、業務、生活支援機能等の充実及びまちなか、居住の促進、歴史・文化、物産をいかした魅力とにぎわいの向上を図ります。

住宅市街地ゾーン

- ・魅力ある生活の場として基盤整備を推進し、居住環境の向上を図ります。

工業ゾーン

- ・工業集積のある地域における工業振興に努めます。

将来都市構造図（市街地部）



将来都市構造（第 2 次佐伯市都市計画マスタープラン）

（３）東日本大震災での市街地復興パターン

東日本大震災では、甚大かつ広域な津波被害を受け、新たな防災対策とまちづくりの考え方により、まちづくりが進められています。

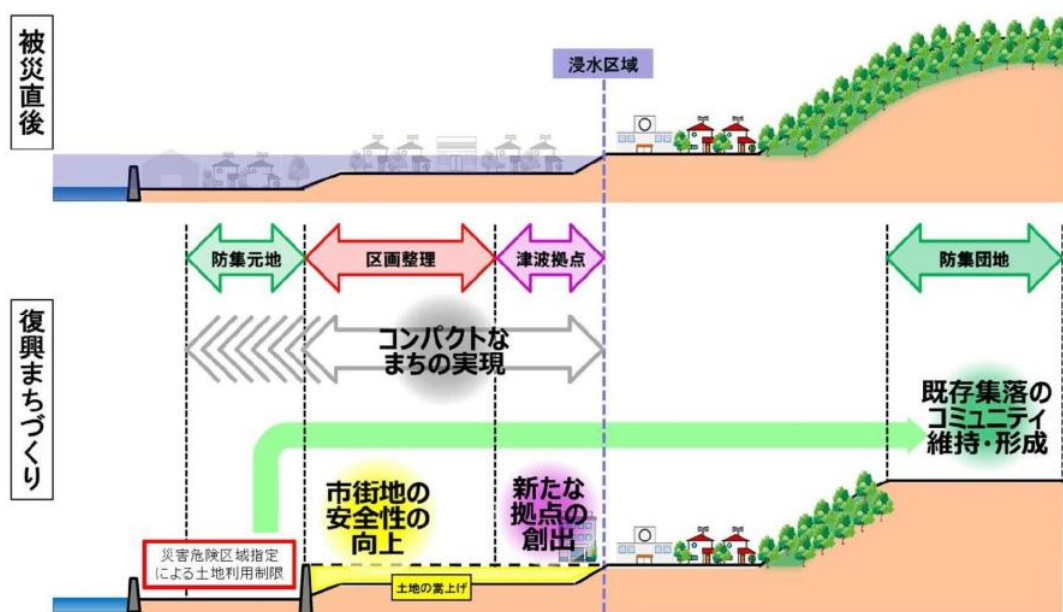
本市でも、南海トラフ地震に伴う津波により、蒲江丸市尾浦で最大津波高 13.5m、その他沿岸部でも 5 m以上の最大津波高が想定されています。海や一級河川の番匠川に囲まれた平地の市街地では、最大津波高 2～5m のエリアが広範囲に広がっています。1 m波高の到達時間は最短で約 25 分（蒲江等）、最大津波高の到達時間は約 30 分から約 50 分と想定されており、迅速な避難が必要となっています。

本市の復興は、都市計画マスタープランの将来都市構造を基本としますが、再度災害を回避するため、また被害を回避するためには、新たな防災対策を踏まえたまちづくりが必要になります。

ここでは、東日本大震災で国・各県で検討・提言された市街地復興の考え方、課題と教訓を整理するとともに、健全な復旧・復興を進める上での建築物の建築を制限する措置について整理しました。

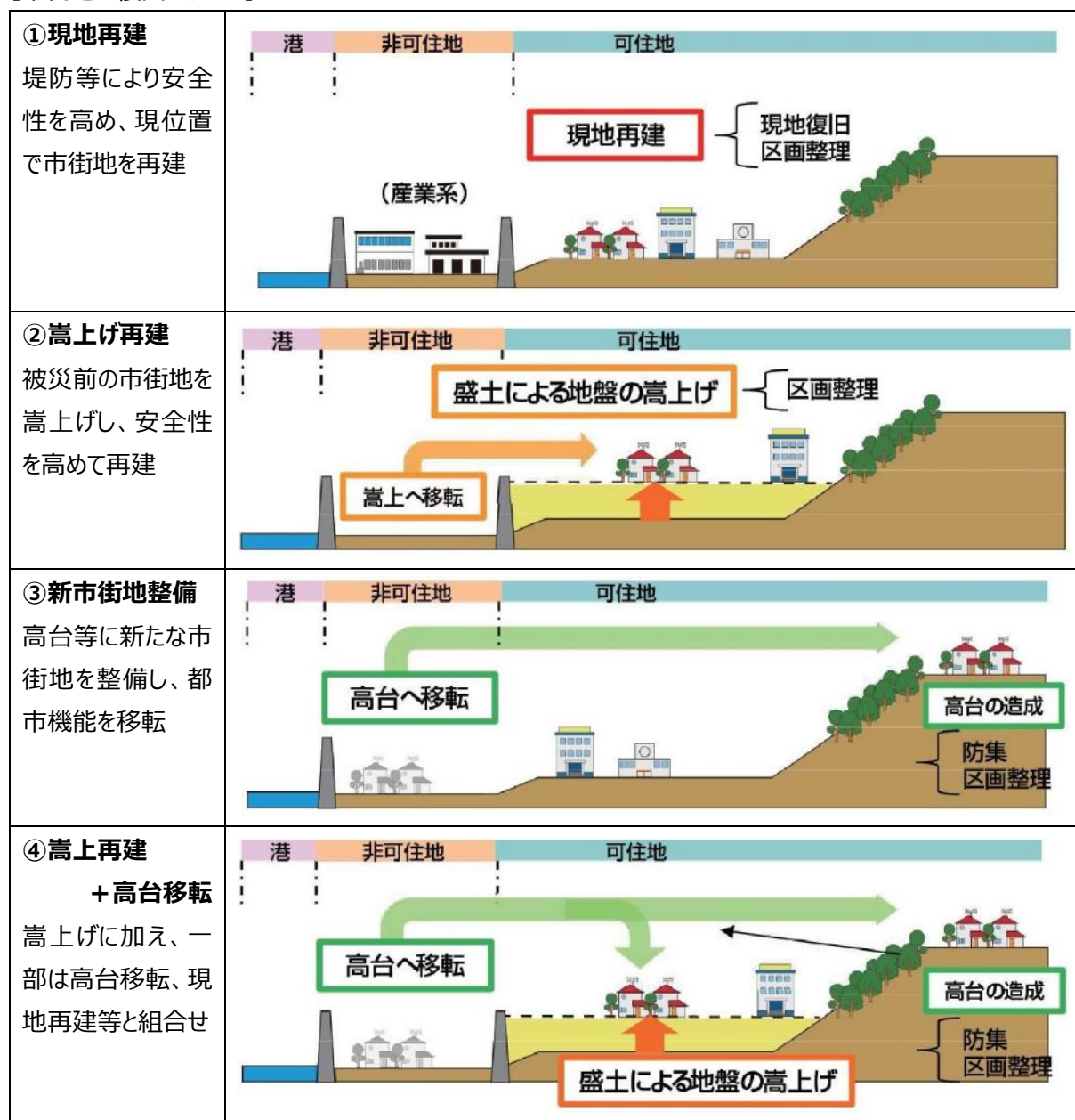
【市街地復興事業による まちの再生】

市街地復興事業（防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業、土地区画整理事業）により、市街地の安全性の向上、新たな拠点の創出、コンパクトなまちの実現、既存集落のコミュニティの維持・形成



出典：東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会 とりまとめ
国土交通省都市局 令和３年３月を基に作成

【市街地の復興パターン】



出典：東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会 とりまとめ
国土交通省都市局 令和3年3月を基に作成

【市街地の復興の事例】

①現地再建 宮城県石巻市 中央二丁目地区 (区画整理)	
---	--

出典：東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会 とりまとめ
国土交通省都市局 令和 3 年 3 月を基に作成

【市街地の復興パターンからみた課題】

- 高台に住宅、嵩上げ地に土地区画整理事業による市街地整備を行うことで居住地の津波に対する安全性は向上するが、大規模な区画整理の計画及び造成工事に多大な時間を要すること、建物非再建による未利用地発生等の課題がある。
- 商業地等の市街地についても、土地区画整理事業により嵩上げた用地に事業所等の再建を行う場合、事業の長期化、事業者の高齢化・資金不足による再建断念、周辺の未利用地等により、にぎわいの消失につながる恐れがある。
- 防災集団移転促進事業の対象が緩和され、漁村部において小規模な団地が形成された。既存コミュニティ維持等の住民意向と集約化を図る考え方の調整が課題である。
- 集落ごとの移転など、既存の地域コミュニティを維持する移転と、どこに移転しても良い「市ひとつ事業」などの新たなコミュニティ形成を前提とした移転が考えられ、事前に行政・地域住民の理解を深めておく必要がある。



【事前復興まちづくり計画への教訓】

- 居住地の津波リスクを回避することが基本となるが、大規模な造成、区画整理による事業の長期化、建物非再建による大量の未利用地発生、事業者の再建断念など、にぎわいの消失につながる恐れがあり、津波リスクを低減して市街地を早期復興する選択肢も視野に入れた事前の検討が必要
- 集落の持続可能性を踏まえて、集約化も視野に入れた事前の検討が必要
- 避難所、応急仮設住宅、災害公営住宅へと移行する過程で、コミュニティが分断しないよう、既存コミュニティの維持と新たなコミュニティ形成の視点で生活を再建する場所の確保が必要

出典：高知県事前復興まちづくり計画策定指針 高知県危機管理部南海トラフ地震対策課 令和4年9月
(東日本大震災の復興から学ぶ)

【被災地域の健全な復旧のための措置】

被災地域における建築制限（建築基準法 第84条）

被災後、個々人が建築物の再建を進めると、道路が狭く緊急車両が入れない、消火活動に支障があるなど被災前のまちの課題が解消されないまま、市街地が復興することになります。この制度は、被災を契機として、よりよい復興を行うため、被災地域における市街地の健全な復興の支障となる建築を防止する措置です。

東日本大震災では、災害発生から最長で8か月まで建築制限を可能にする特例措置が設けられました。

- 第84条 特定行政庁は、市街地に災害のあつた場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から1月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。

2 特定行政庁は、更に1月を超えない範囲内において前項の期間を延長することができる。

【災害リスクが高い地域での居住を禁止する措置】

災害危険区域（建築基準法 第 38 条）

津波、高潮、出水などによる災害リスクが高い区域において、想定する災害に備えて、住宅や福祉施設などの居住用建築物の建築（新築・増改築）を制限する措置です。

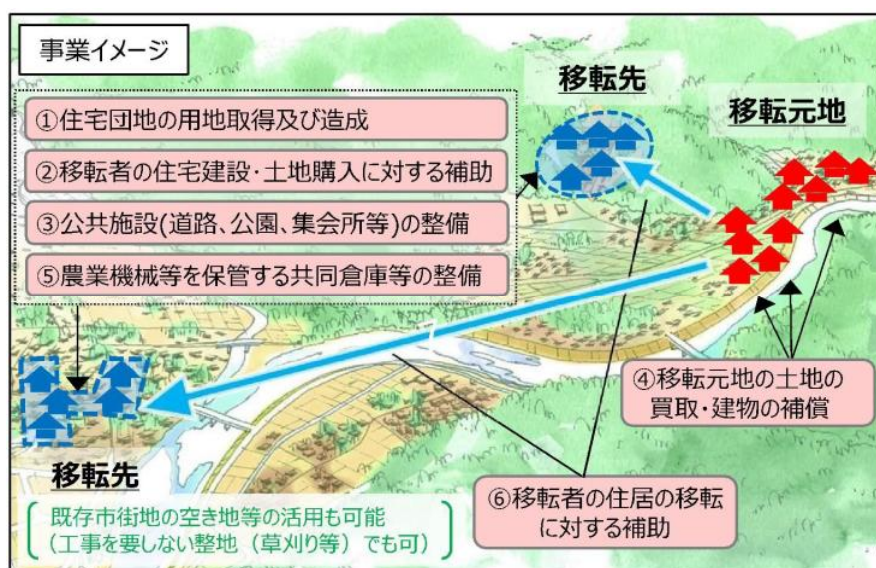
災害危険区域のうち、特に居住に適当でないと認められる区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援措置があります。（がけ近接等危険住宅移転事業）

- 第 39 条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。

【防災集団移転促進事業】

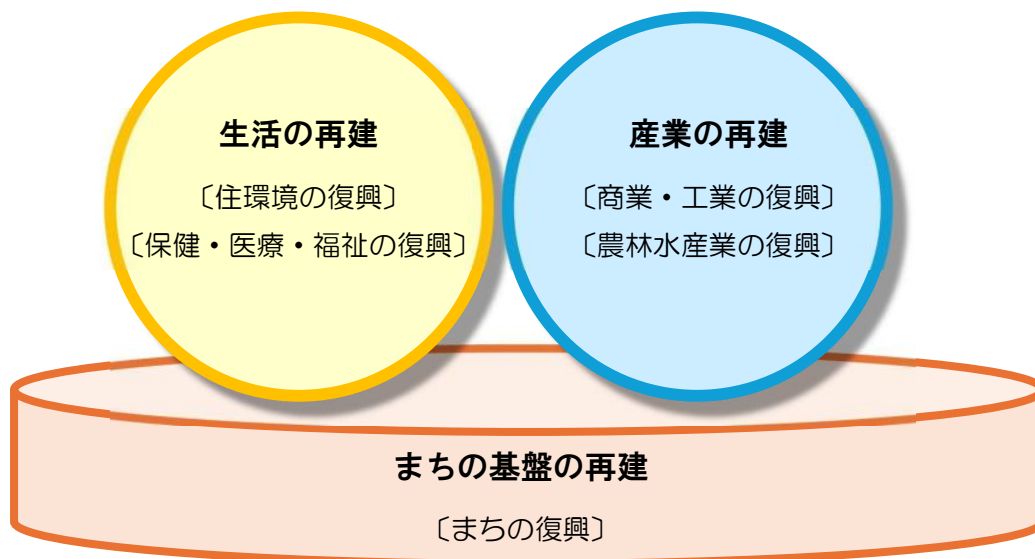
自然災害が発生した地域又は災害の恐れがある区域において、地域が一体となって居住に適当でない地域からの居住の集団的移転を促進することを目的として、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買収などを行う市町村に対して事業費の一部を補助する制度です。



資料：国土交通省資料

7 復興目標

復興ビジョンの実現に向け、各分野で目指すべき目標を設定します。復興は「生活の再建」「産業の再建」が柱となりますが、これらの再建を進めていくためには「まちの基盤」の再建を併せて進める必要があります。



(1) 住環境の復興目標

住み続けられるような、帰ってきたくるような、新たな住環境の創生

これまで佐伯に住んできた人たちがこれからも住み続けられるように、迅速な復興を行うとともに、遠方へ一時避難した人たちも帰ってきたくるような、魅力的で安全安心な新たなまちづくりに取り組みます。

(2) 保健・医療・福祉の復興目標

誰もが健康に安心して暮らせるヒューマンサービスの再生

保健・医療・介護・福祉の機能を早期回復するとともに、地域で支え合う環境の維持・再生により、高齢者・障がい者、子育て世代、要介護者など市民の誰もが安心して生活できるまちづくりに取り組みます。

(3) まちの復興目標

日常生活・経済活動を支える災害に強いまちづくり

道路やライフライン等のまちを構成する基盤は、復興を進めるための不可欠な施設であるとともに、日常生活や経済活動の基盤であるため、早期普及・機能強化など、災害に強いまちづくりに取り組むとともに、各地域の個性である歴史・文化、まちなみ等は、次世代に継承するように取り組みます。

(4) 商業・工業の復興目標

産業の早期復興によるまちのにぎわいの創出

生活の再建には、買物や就業等の復興が不可欠であることから、経済活動の中心である工場や商店の活動基盤を早期に復旧・復興し、居住者・就業者の他都市への流出を防ぎ、まちのにぎわいの維持・創出に取り組めます。

(5) 農林水産業の復興目標

ピンチをチャンスとして、より良い 1 次産業の創生

生産基盤となっている農地・林地・海岸・漁港の復旧・復興を早期に取り組み、人々の生業(なりわい)やいきがいの復興を目指すとともに、集約化や大規模化等を推し進め、被災前以上に魅力がある 1 次産業の創生に取り組めます。

〔住環境グループ〕

住み続けられるような、帰ってきたくなるような、新たな住環境の創生

(案の考え方)

「迅速に復旧」は当然のことであるためあえて目標には入れない。一時的に市外に避難している人も「帰ってきたくなる」住環境づくりが必要である。また、広域的で甚大な被害からの復興であるため、『創生』に「新しく創る」思いを込める。

〔医療・保健・福祉グループ〕

誰もが健康に安心して暮らせるヒューマンサービスの再生

(案の考え方)

「暮らし」に係わる分野であるため『安心』のフレーズは必須であり、各種の復興の取り組みは健康的な暮らしにつながることから、誰もが『健康』に暮らせるような復興を目指す思いを込める。

〔まちグループ〕

日常生活・経済活動を支える災害に強いまちづくり

(案の考え方)

広域的で甚大な被害であり、道路網の遮断、各種インフラの損傷、さらに復興の遅れにより、「日常生活・経済活動」に重大な障害が生じると想定される。これらの活動を支える施設として、災害に強いまちづくりが重要である思いを込める。

〔産業グループ〕

〔商業・工業〕 産業の早期復興によるまちのにぎわいの創出

〔農林水産業〕 ピンチをチャンスに、より良い1次産業

(案の考え方)

商工業としては、まちのにぎわいを創出しないと物が売れないため、産業基盤の早期復興が必要であり、農林水産業としては、水産業分野を中心に壊滅的な被害が想定されるが、そういう状況であるからこそ、「人を中心に据え」さらに「前を向ける」という思いを込める。

8 分野別の復興方針

これまでの復興ビジョン、目指す都市構造、分野別の復興目標を踏まえ、復興に向けた分野別の復興方針を設定し、主な取組及び主な取組を実施するロードマップを例示します。

なお、復興計画策定時には、「緊急対応期」「応急復旧期」は既に経過している場合がありますが、復興計画策定時に主な取組を参考とし、被災状況を踏まえながら、復興の取組を設定することから、本ビジョン編では、記載しています。



(参考) 復興まちづくりの流れ

■分野別の復興方針 体系表

復興 ビジョン	復興目標	復興方針	
地域の輝きを取り戻し、 次世代に向けてみんなで興す“ わがまち・佐伯”	【住環境】 住み続けられるよう な、帰ってきたく なるような、新たな住 環境の創生	生活環境の早期再建	施策・事業（主な取組）
		災害廃棄物の適正な処理	
		教育環境の再建・復旧	
		地域コミュニティの強化	
		行政サービスの維持	
		避難環境の向上	
	【保健・医療・福祉】 誰もが健康に安心し て暮らせるヒューマ ンサービスの再生	大分県との連携による保健機能の早期復旧 平常時における連携・機能の強化	
		衛生環境の早期復旧 平常時からの感染症対策の推進	
		遺体処置能力の維持	
		質の高い地域医療提供体制の確保	
		安心して暮らせる生活環境の早期復旧	
		地域共生社会の推進 要配慮者の生活再建にむけた総合的な支援	
		心のケアを中心とした被災者への支援	
	【まち】 日常生活・経済活動 を支える災害に強い まちづくり	道路・交通網の早期復旧及び機能強化	
		インフラ（防災拠点含む）、ライフラインの早期復旧及び機能強化	
		歴史・文化等の継承及び市街地の復興	
	【商業・工業】 産業の早期復興によ るまちのにぎわいの 創出	拠点施設の早期復旧と物流ルートの確保	
		雇用の維持・確保	
		事業継続と早期再建の支援	
		地域経済の需要喚起	
	【農林水産業】 ピンチをチャンスと して、より良い1次産 業の創生	基盤施設の早期復旧と物流ルートの確保	
		生産者の維持・確保および生産活動継続と早期再開の支援	
		シェアや市場価値の維持・向上	
		耕作放棄地の発生抑制・利活用の推進	
		鳥獣害被害の発生抑制	

(1) 住環境の復興方針

1) 生活環境の早期再建

被災者が一日も早く被災前の生活を取り戻すために、住民の意向を確認しながら、一人一人に寄り添った支援を行うことを通じて、住民の生活環境の早期再建を目指します。

【主な取組】

- 地域コミュニティの維持に配慮した仮設住宅の整備に取り組みます。
- 被災規模に応じた災害公営住宅の整備に取り組みます。
- 現地再建やかさ上げ移転などの復興パターンの検討や、住民主体の復興まちづくりを推進するため、時間経過に応じた住民意向調査を実施します。
- 各種補助金や支援等に関するワンストップ相談窓口の設置を実施します。
- 災害給付金など住宅再建に向けた経済的支援に取り組みます。
- 住宅相談会の開催などの住宅再建の支援に取り組みます。
- 所有者不明土地・建物管理制度を活用し、危険な所有者不明家屋の早期撤去に取り組みます。
- 被災建物の公費解体の促進に取り組みます。
- 災害ケースマネジメントに基づき、被災者個人に合わせた自立・生活再建を支援するため、個別相談や意向調査等により個人の被災状況等の積極的な把握（アウトリーチ）に取り組むとともに、支援情報等を避難所での情報発信に取り組みます。 など

※災害ケースマネジメント：被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組

2) 災害廃棄物の適正な処理

倒壊した建物等により発生する「災害廃棄物」について、応急復旧活動の円滑化と生活環境の保全及び公衆衛生の悪化防止のため、災害時における処理体制や処理方法、処理に必要な車両の確保を目指します。

【主な取組】

- 廃棄物処理事業者等の被災状況を迅速に把握します。
- 協力団体やごみ処理業者と連携ができるよう体制を整えます。
- 災害廃棄物の復興資材としての活用など、再生利用の促進に取り組みます。
- 避難生活時のごみの分別や処理方法の広報・周知に取り組みます。 など

3) 教育環境の再建・復旧

発災後の教育活動を早期に再開するため、教育環境として廃校などの利活用や校舎の共同利用などにより児童・生徒が安心して学べる場の確保を図り、教育環境の早期復旧に努めます。また、関係機関との連携により教育環境の質を維持できるよう努めます。

【主な取組】

- 被災した教育施設及び設備の早期復旧に取り組みます。
- 広域避難している児童・生徒に対する教育環境の確保に取り組みます。
- 被災により遠方に通学することになった児童・生徒への通学の支援を検討します。
- 被災地域での教員の確保及び教員の生活環境の充実に取り組みます。

- 中長期の避難を想定した実践的な避難訓練の実施を検討します。
- 早期の学校再開のため、小学校・中学校教室の相互利用や、被害を受けてない学校を共同利用できる仕組みの整備に取り組みます。
- オンラインを活用した遠隔授業などにより、必要な授業数を確保できる仕組みを検討します。
- 児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学級担任や養護教諭をはじめとする教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが連携し、こどもたちの健康観察を徹底し、ストレス症状の早期発見に努め、一人一人の心と体のケアに取り組みます。 など

4) 地域コミュニティの強化

地域の防災力の向上には、地域住民がともに助け合い、災害から身を守る力を養うことが重要となることから、地域コミュニティの維持・再生・強化が円滑に行われるよう、地域コミュニティ活動を支援します。

【主な取組】

- 非常時において、避難所運営や安否確認の一助となることから、地域コミュニティ機能の早期回復を支援します。
- 地域社会やコミュニティの結びつきは住民の暮らしにおいて不可欠なものであることから、地域ごとに最適な避難所への集団移動（避難）を検討します。
- 津波災害時に海岸部住民が山間部の避難所で生活する際の山間部住民と海岸部住民の地域間交流を支援します。
- 次の災害に備え、災害時における避難に際して、近所での避難の声かけや要配慮者への避難支援、避難時に逃げ遅れた人がいないかの確認など、避難時の協力体制の構築を支援します。
- 次の災害に備え、時系列に沿った避難行動など机上訓練、防災士が主体となった訓練などの防災訓練の実施、防災出前講座等による自助・共助による防災意識の向上、意識啓発に取り組みます。 など

5) 行政サービスの維持

被災者が一日も早く安心した生活を送れるように、ワンストップの相談窓口を設置し、生活再建に向けた各種支援制度に関する相談・申請・情報提供により支援を推進します。また、手続きをオンライン化することで手続きのスリム化を図ります。

【主な取組】

- 生活再建に向けた相談・支援・情報提供に取り組みます。
- 被災者をたらいまわしにせず、多様なニーズに対応するため、ワンストップ総合相談窓口の設置を実施します。
- マイナンバーカード等を活用したデジタル技術の活用をさらに推進し、手続きのスリム化を検討します。
- 弁護士会との連携により、生活再建等に向けた法的支援に取り組みます。 など

6) 避難環境の向上

避難所における要援護者や高齢者、障がい者、女性、乳幼児、外国人、ペット対応など、多様な避難者ニーズや地域の実情に合った避難環境の向上に努めます。また、避難者の不安解消やストレスの低減のための避難所の生活環境の改善について検討します。

【主な取組】

- 避難所としての安全性確保のため、迅速な応急危険度判定を実施します。
- 休校及び廃校になった校舎を避難所活用するため、電気・水道等の開通に必要な予算確保に取り組めます。
- 地域住民の意見を踏まえた地域の実情に合った避難所運営のため、地域住民主体の避難所運営体制を支援します。
- 避難所での生活の長期化による避難者の身体的・精神的な負担の軽減のため、備蓄の充実、トイレや空調などの生活環境の改善について検討します。
- 衛生環境の確保のため、入浴、洗濯サービス提供の確保に取り組めます。
- ペット同伴避難所の整備を検討します。
- 広域避難者の安否確認や住民意向の把握のため、広域避難者情報のデータベース化に取り組めます。
- 広域避難者への情報発信と出張相談会の開催を検討します。
- 各避難所等に必要な食料や保存飲料水、資材（トイレ、段ボールベッド等）の備蓄の確保に取り組めます。
- スマートフォンなどを用いた個人による安否確認や情報収集のため、ネット（通信）環境の早期復旧に取り組めます。
- スマートフォンや携帯が使えない人も情報が手に入れられるよう、防災ラジオやテレビによる情報収集の支援に取り組めます。
- 避難生活が長期化する場合は、避難者のストレス軽減のため、一人で過ごせる居場所や子供の遊び場、体を動かせる空間などの提供等を検討します。
- 性別に配慮した避難所のレイアウト、男女別のトイレや着替えの部屋の確保に取り組めます。
- 女性を避難所運営に参画させ、女性の意見が反映できる体制構築に取り組めます。
- 女性や子どもの性被害防止のため、避難所での見回り実施などの防犯対策に取り組めます。 など

■住環境の主な取組 ロードマップ(1/2)

主な取組	緊急対応期 応急復旧期	本格復旧・ 復興始動期	本格復興期
	10 年		
1) 生活環境の早期再建			
地域コミュニティの維持に配慮した仮設住宅の整備			
被災規模に応じた災害公営住宅の整備			
住民意向調査の実施	必要に応じて継続		
ワンストップ相談窓口の設置			
生活再建に向けた経済的支援	必要に応じて継続		
住宅相談会など住宅再建支援			
所有者不明土地・建物の早期撤去	必要に応じて継続		
被災建物の公費解体の促進			
災害ケースマネジメントによる支援	必要に応じて継続		
2) 災害廃棄物の適正な処理			
廃棄物処理業者などの被災状況把握			
協力団体等の連携体制			
ごみ処理車両や重機等の確保計画			
ゴミ分別・処理方法等の広報・周知			
3) 教育環境の再建・復旧			
教育施設及び設備の復旧			
広域避難の児童・生徒の教育環境確保	必要に応じて継続		
通学支援	必要に応じて継続		
教員の確保及び生活環境の充実			
実践的な避難訓練の実施			
校舎や教室の共同利用	必要に応じて継続		
遠隔授業などによる授業数の確保			
スクールカウンセラー等と連携した児童・生徒の心と体のケア			
4) 地域コミュニティの強化			
地域コミュニティ機能の早期回復			
コミュニティ単位の集団移動（避難）			
海岸部・山間部の地域間交流の推進			
避難時の協力体制の構築支援			
防災意識の向上・意識啓発			

※概ね 10 年間のロードマップを示しますが、それ以降も継続的に取り組みます

■住環境の主な取組 ロードマップ^②(2/2)

主な取組	緊急対応期 応急復旧期	本格復旧・ 復興始動期	本格復興期
	10年		
5) 行政サービスの維持			
相談・支援・情報発信			
ワンストップ相談窓口の設置			
デジタル技術を活用した手続きのスリム化			
弁護士会と連携した法的支援	必要に応じて継続		
6) 避難環境の向上			
避難所の応急危険度判定			
廃校の避難所活用に向けた予算確保	必要に応じて継続		
地域の実情に合った避難所運営のための支援			
避難生活の改善検討			
入浴・洗濯サービスの確保			
ペット同伴避難所の整備	必要に応じて継続		
広域避難者情報データベース化			
広域避難者への情報発信			
避難所の機能強化			
避難所への備蓄			
ネット（通信）環境の早期復旧			
テレビ等による情報収集の支援			
ストレス軽減のための場の提供	必要に応じて継続		
性別に配慮した避難所のレイアウト			
避難所運営への女性の参画			
避難所での防犯対策			

※概ね10年間のロードマップを示しますが、それ以降も継続的に取り組みます

(2) 保健・医療・福祉の復興方針

1) 大分県との連携による保健機能の早期復旧

平常時における連携・機能の強化

大分県や他市からの応援派遣などの要請手順や受援体制を整え、連携を円滑にするとともに、保健サービスの早期提供再開を目指します。また、被災により活動拠点が限られることから、代替場所や不足が予想される物資などを確保できるよう準備を進めます。

【主な取組】

- 大分県、保健所など主要対応機関と模擬訓練などを実施し、連携強化を図ります。
- 保健師など市外からの応援に対応できるよう、受援体制の確立を進めます。
- 避難所をはじめとする集団生活施設における生活ごみや被災時の生活ルールなどを定め、周知する取り組みを進めます。
- 福祉施設などの被災時の生活ルールなどは、各施設の BCP を基に施設管理者と行政との連携が図れているか確認を行います。 など

2) 衛生環境の早期復旧

平常時からの感染症対策の推進

ライフラインの寸断に伴う食品保存環境の悪化や汚物処理能力不足に可能な限り対応することができるよう、廃棄手順や処理方法などを定めた対応計画を作成し関係業者との共有を進めます。

また、避難所（自宅避難・車中避難含む）における感染症や二次被害による健康被害の悪化を防ぐため、避難所運営マニュアル、し尿処理などの衛生管理に関する取り決め等の充実と運営に携わる地域団体への指導を進めるとともに、市民自らが衛生環境を確保できるための対策を進めます。

【主な取組】

- ライフラインの途絶により店舗等から排出される食品廃棄物の処理方法を定め、店舗及び処理業者と共有します。
- 食品取扱店の冷蔵設備に対する非常用電源の補助、非常時の協定、非常用電源設備の燃料確保など、停電復旧までの事態を想定し対応できるよう定めます。
- 市民へ廃棄物の分別や処理方法を広報します。
- 避難所運営主体となる地域団体と行政や専門機関が連携し「避難所運営マニュアル基本モデル」に沿った避難所運営訓練を実施し対策の充実化を図ります。
- 市外からの支援物資の保管場所を定めます。
- 緊急時における保健・医療活動が迅速かつ円滑に対応できるよう、消防署（救急）、保健所、医療機関、市（健康福祉班、医療活動支援班、避難所運営班）が連携を円滑にする手順やマニュアルの作成を進めます。 など

3) 遺体処置能力の維持

火葬場の容量を超える死者の発生が予想されることから、適切な遺体安置や埋葬に関する取り決めを行い、平常時に近い処置能力を確保することで、腐敗等による感染症の蔓延などを防ぎます。

【主な取組】

- 検死場所及び遺体安置所の候補地の選定を進めます。

- 火葬が追い付かないことを考慮し、適切な遺体処理方法を検討します。
- 大分県の実施する広域火葬計画の受入れを進めます。 など

4) 質の高い地域医療提供体制の確保

医療機関や関係団体との連携を強化し、災害時の対応能力を高めるとともに、限られた医療資源を最大限に活用できる体制を構築します。また、在宅医療や救急医療など多様な医療ニーズに対応できる体制づくりを進め、住民が安心して医療サービスを受けられる環境整備などを通じて、災害に強く、質の高い地域医療提供体制の実現を目指します。

【主な取組】

- 医師不足に対応するため、医師会と協力して災害時の体制整理や事前訓練を実施し、円滑な対応ができる体制を構築します。
- 避難所や孤立集落の巡回による被災者の健康チェックを実施します。
- 在宅介護者に必要な医療機器（酸素供給装置など）を円滑に提供するための体制づくりを進めます。
- 負傷者の治療を効率的に行うため、消防を中心とした円滑なトリアージを実施し、限られた医療資源の最大活用を図ります。
- 負傷者の搬送や治療を円滑に行うため、消防署と医療機関の連携方法や役割分担を明確にした消防支援計画の作成を検討します。
- 災害時に D-MAT（災害派遣医療チーム）をはじめとする応援・支援団体との円滑な連携のため、受入体制や役割分担を明確にするとともに各病院と共有する取り組みを進めます。 など

5) 安心して暮らせる生活環境の早期復旧

避難所の生活環境、要配慮者支援、防犯対策など多岐にわたる課題解決に取り組むとともに、行政機能を迅速に回復し、行政サービスを可能な限り早く提供するなど、市民が安心して暮らしていくための生活環境の早期復旧を目指します。

【主な取組】

- 災害時に D-WAT（災害派遣福祉チーム）をはじめとする応援・支援団体との円滑な連携のため、受入体制や役割分担を明確にするとともに各施設や関係機関と共有する取り組みを進めます。
- 事業所や他自治体と提携し、災害時でも必要な行政サービスが受けられるよう利用調整を行います。
- こども、女性などへの性被害を防止するため、避難所への監視員の配置など、予防体制づくりを進めます。
- 児童福祉施設、介護施設等が被災し受け入れ先を失った未就学児や施設利用者のための代替施設を確保するため、民間企業や施設との協定締結を検討します。
- 保育園・幼稚園等の未就学児が利用する施設について可能な限り早く通常登園できるように復旧体制づくりを進めます。
- 震災孤児、遺児の受け入れ先（親族、里親、施設等）の確保のため、県内他自治体からの応援受け入れ態勢の手順化、マニュアル作成を進めます。 など

6) 地域共生社会の推進

要配慮者の生活再建にむけた総合的な支援

多様な関係機関との連携強化や支援体制の構築を進めるとともに、地域全体で支え合う仕組みづくりを推進します。また、個々の状況に応じた適切な支援の提供に取り組むことにより、災害時においても誰もが安心して暮らせる共生社会の実現と、要配慮者の迅速な生活再建を目指します。

【主な取組】

- 民間事業所（施設）を福祉避難所として活用できるよう、事前の協定締結を検討します。
- 福祉避難所の指定を進めるとともに、整備と受け入れ体制づくりを推進します。
- 医療機関への受診調整や支援体制づくりを進めます。
- アレルゲン物質を含む食品の制限など、避難所や支給物資の配置を考慮できる体制づくりを進めます。
- 要支援者の名簿を作成し、定期的に更新します。
- 要支援者の個別避難計画の拡充を検討します。
- 他市町村の社会福祉協議会との受入体制を強化します。
- 県社会福祉協議会を通じた連携体制を強化します。
- ボランティアセンターの立ち上げについて社会福祉協議会と連携・情報共有できる体制づくりを進めます。 など

7) 心のケアを中心とした被災者への支援

心の健康に関する支援体制の強化と、地域全体で心のケアを支える仕組みづくりを推進します。多様な専門家との連携を通じて、個々のニーズに対応できる包括的な支援システムの構築に取り組むことにより、平常時から災害時まで切れ目のない心の健康づくりを進め、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。また、被災後の生活再建の難航による精神的負担を和らげるため、避難所を定期巡回したり、相談窓口などを設け被災者のメンタルケアを推進します。

【主な取組】

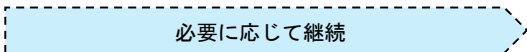
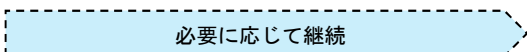
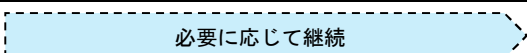
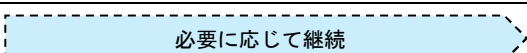
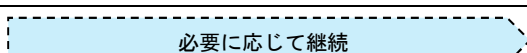
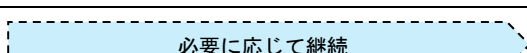
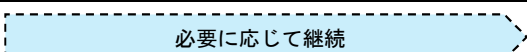
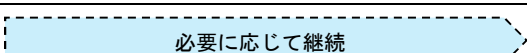
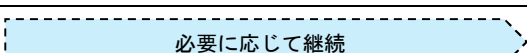
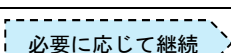
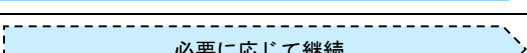
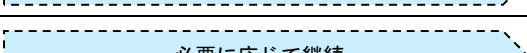
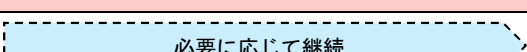
- 避難所や孤立集落などを定期的に巡回し、被災者の心身の状態確認・ケアに努めます。
- 復旧・復興状況に応じた生活相談窓口を設置し、被災者の精神的安定を促します。 など

■保健・医療・福祉の主な取組 ロードマップ(1/2)

主な取組	緊急対応期 応急復旧期		本格復旧・ 復興始動期	本格復興期
	10 年			
1) 大分県との連携による保健機能の早期復旧 / 平常時における連携・機能の強化				
主要対応機関と模擬訓練などを実施した災害時の連携強化				
市外からの応援に対応できる受援体制の確立				
施設入所者の被災時の生活ルールなどを各施設と共有	必要に応じて継続			
各施設 BCP との連携				
2) 衛生環境の早期復旧 / 平常時からの感染症対策の推進				
食品廃棄物の処理方法を定める				
食品取扱店の冷蔵設備に対する補助	必要に応じて継続			
災害廃棄物専用仮置場の確保	必要に応じて継続			
市民へ廃棄物の分別や処理方法を広報	必要に応じて継続			
避難所運営マニュアル作成とマニュアル活用に向けた指導				
支援物資の保管場所の設定				
医療・福祉活動を行う機関との連携強化				
3) 遺体処置能力の維持				
検死場所及び遺体安置所の候補地選定	必要に応じて継続			
火葬処理能力を超えた場合の遺体処理方法の検討	必要に応じて継続			
大分県の広域火葬計画の受入	必要に応じて継続			
4) 質の高い地域医療提供体制の確保				
医師会と協力した医療体制の構築				
避難所や孤立集落の巡回による被災者の健康チェック	必要に応じて継続			
在宅介護者への医療機器提供	必要に応じて継続			
効率的な治療に向けた体制づくり	必要に応じて継続			
消防署と医療機関の連携強化	必要に応じて継続			
D-MAT の受入・連携	必要に応じて継続			

※概ね 10 年間のロードマップを示しますが、それ以降も継続的に取り組みます

■保健・医療・福祉の主な取組 ロードマップ(2/2)

主な取組	10 年		
	緊急対応期 応急復旧期	本格復旧・ 復興始動期	本格復興期
5) 安心して暮らせる生活環境の早期復旧			
D-WAT 等との円滑な連携			
災害時でも必要なサービスが受けられるための利用調整			
性被害防止に向けた避難所への監視員の配置			
児童福祉施設、介護施設等の災時の代替施設の確保			
幼稚園等を可能な限り早期復旧し未就学児の登園を再開			
震災孤児・遺児の受け入れ先確保			
6) 地域共生社会の推進 / 要配慮者の生活再建にむけた総合的な支援			
民間施設の福祉避難所利用			
福祉避難所の指定と受入整備			
医療機関への受診調整や支援			
避難所や支給物資の配置を考慮			
要支援者、要支援者の名簿作成と定期的な更新			
要支援者の個別避難計画の拡充			
他市町村の社会福祉協議会の受入			
県社会福祉協議会を通じた連携強化			
ボランティアセンターの立ち上げについて社会福祉協議会と連携・情報共有			
7) 心のケアを中心とした被災者への支援			
避難所や孤立集落などの定期的な巡回			
復旧・復興状況に応じた生活相談窓口の設置			

※概ね 10 年間のロードマップを示しますが、それ以降も継続的に取り組みます

(3) まちの復興方針

1) 道路・交通網の早期復旧及び機能強化

市民の日常生活や経済活動を支える基盤となる道路・交通網に対して、被災状況に応じた早期復旧を目指します。あわせて、市街地等においては、地域特性等を踏まえつつ、まちづくりと連動した土地区画整理事業の活用も検討し、まちの復興を目指します。

【主な取組】

- 大分県道路啓開計画と連動し、市管理道路の戦略的・効果的な道路啓開に取り組みます。
- 市街地等の復興に当たり、土地区画整理事業の活用・実施を検討します。
- まちの骨格となる都市計画道路の整備に取り組みます。
- 東九州自動車道の4車線化の推進など、緊急輸送道路等の機能強化に取り組みます。
- 生活道路の機能回復を図るとともに、今後の災害発生に備え、迂回路や避難ルートの確保に向けて検討します。
- 橋梁・トンネル等を対象に日常点検の強化を図るとともに、耐震化の促進に取り組みます。
- 鉄道路線の運営等のあり方について検討するとともに、交通機能の早期復旧・機能確保に取り組みます。 など

2) インフラ（防災拠点含む）、ライフラインの早期復旧及び機能強化

市民の日常生活や避難生活に必要な上下水道、電気、通信等のライフライン、さらには生活環境等の改善に向けたごみ処理等に関して、関係機関と連携し、仮設等も含めた早期復旧を目指します。

また、河川やダム、港湾関連施設等においても、二次災害の発生の危険性や人口流出、事業継続など産業活動への影響を考慮し、早期復旧を目指すとともに、各種施設の機能強化を図ります。

【主な取組】

- 災害対策本部を設置し、インフラ・ライフライン等の被害状況の調査など、情報収集に取り組みます。
- 災害復興本部を設置し、復興計画作成に向けて取り組みます。なお、復興計画の作成にあたっては、総合計画や都市計画マスタープラン、立地適正化計画と連携して取り組みます。
- 復興計画作成に向け、関係者との合意形成や各種会議の実施、意向調査等を実施します。
- 復興計画と整合した復興まちづくり計画作成に向けた支援します。
- 復興事業実施に向けた予算確保など、補助事業や特例措置等による財源確保に取り組みます。
- 復興まちづくり計画に基づき、地域の復興に向けた事業に取り組みます。 など

① 上下水道

- 上下水道等のライフライン機能の早期復旧に向けて取り組みます。
- 上水機能の確保に向けた受援体制の構築に取り組みます。
- 仮設水槽による応急給水拠点を被災箇所に設置するとともに、給水車を活用した応急給水に取り組みます。
- 下水道の早期復旧が困難な地域に対しては、浄化槽の設置等により、早期復旧に向けて取り組みます。
- 下水処理場が完全復旧するまでの期間、仮設沈殿池の設置など、機能確保に取り組みます。
- 上下水道施設の耐震化に取り組みます。 など

②電気・通信（情報）

- 電気、通信等の各事業者と連携し、ライフラインの早期確保及び情報通信手段（ケーブルテレビなど）の復旧に努めるとともに、設備の防災対策の強化を推進します。
- 電線類地中化が可能な重点地区を大分県計画に位置付けることを検討し、電線類地中化に取り組みます。
- 各事業者と連携し、緊急時の電力融通に資する地域間連携線の増強促進や災害時に自立運転可能な再エネ等分散型電源の導入など電力ネットワークの強靱化を検討します。 など

③し尿・ごみ処理・環境

- し尿・ごみ処理施設の早急復旧に向けて取り組みます。
- 災害ごみの受け入れ先となる仮置場の選定・確保に取り組みます。
- あわせて、産業廃棄物の処分場に関して関係機関と協議して検討します。
- 汚泥などの廃棄物やそれらを処理する際に生じる熱エネルギーを利用して発電する廃棄物発電などの資源活用方策を検討します。
- 復旧・復興に向けて、協力団体（事業者）との連携を強化し、施設操業用の作業員など、人材確保等に取り組みます。 など

④河川・ダム

- 国・県・市が連携・協力し、決壊箇所等の復旧工事を早急を実施するとともに、治水の安全性向上や災害の再発防止に向けた河川改修事業（河道掘削、堤防強化等）に取り組みます。
- 災害によって堆積した土砂の撤去及び適切な維持管理に取り組みます。
- 関係機関と連携し、河川流域全体の安全性向上に向けて検討します。
- 内水排除対策として、仮設ポンプの追加導入など排水能力の向上に向けて検討します。
- 関係機関と連携し、砂防・治山ダムの設置や急傾斜崩壊対策施設等の整備を推進します。 など

⑤港湾・漁港

- 海岸保全施設・海岸堤防等の改修・強化、嵩上げなど、早期復旧に向けて取り組みます。
- 地盤沈下した岸壁の早期復旧や海底障害物・漂着ごみの撤去など、港湾機能の確保に取り組みます。
- 漁港や漁港施設等の改修、耐震強化など、早期復旧に向けて取り組みます。
- 地盤嵩上げや集落移転（高台移転含む）、生活環境施設の整備など、集落の早期復旧や防災対策を推進します。
- 集落に対する避難対策や避難後の対応など、減災対策の強化に取り組みます。 など

⑥公園

- 被災した公園や公園内の施設（トイレなど）等に対して、住環境の復旧・復興と併せて、改修や新規整備など早期復旧に向けて取り組みます。
- 防災拠点である総合運動公園の改修など、早期復旧に向けて取り組みます。
- あわせて、防災教育や情報発信の場となり、復興の象徴となるような（仮称）復興記念公園等の整備を検討します。 など

3) 歴史・文化等の継承及び市街地の復興

被災した文化財等に対して、二次災害の発生や損傷・劣化の拡大を防ぎ、後世に歴史・文化を継承することを目的に、復旧・復興を目指します。あわせて、都市計画とも連動し、ハード・ソフトの両面から安全・安心して暮らせる市街地の復興を目指します。

【主な取組】

①歴史・文化・景観

- 災害等に関する歴史や教訓等を生かした防災教育等の実施など、地域の防災意識や災害対応力向上に取り組みます。
- 豊かな自然環境や歴史・文化等の地域資源の魅力を活かし、情報発信等の実施など復興に向けて取り組みます。
- 古い建築物や工作物、歴史的まちなみの復興に向けて、景観計画に基づいて景観再生に取り組みます。
- 文化財の被害状況の把握に取り組みます。
- 被害状況に応じた文化財の救出、応急措置、一時避難、応急的な修理など、被災文化財の復旧に取り組みます。
- 文化財の被害状況を把握し、必要な処置を行うための優先順位の設定とともに、優先順位に基づいた再建又は解体を検討します。
- より多くの歴史文化資源を守るために、国立文化財機構文化財防災センターと連携し、文化財レスキュー活動に取り組みます。 など

②土地利用・地籍調査

- まちの基盤となる災害に強い市街地整備をソフト・ハードの両面から取り組みます。
- 被災状況に応じて、都市機能誘導区域や居住誘導区域の設定など、立地適正化計画の見直しを行います。
- 津波等による浸水区域に立地する住宅・店舗等については、高台移転を検討します。
- あわせて、沿岸地域等においては、地盤沈下した土地の嵩上げなどを検討します。
- 住宅等の建築規制等に当たり、浸水区域など危険の著しい区域を災害危険区域の指定などを検討します。
- 地籍調査の早期実施に取り組みます。 など

■まちの主な取組 ロードマップ^①（1/3）

主な取組		緊急対応期 応急復旧期	本格復旧・ 復興始動期	本格復興期
10 年				
1) 道路・交通網の早期復旧及び機能強化				
	戦略的・効果的な道路啓開			
	土地区画整理事業の活用・実施の検討			
	都市計画道路の整備			
	東九州自動車道の4車線化の推進			
	迂回路や避難ルートの整備			
	橋梁等の日常点検の強化、耐震化			
	鉄道路線の早期復旧・機能確保			
2) インフラ（防災拠点含む）、ライフラインの早期復旧及び機能強化				
① 上下水道	被害状況の情報収集			
	復興計画作成			
	合意形成、各種会議、意向調査等			
	復興まちづくり計画の作成支援			
	事業実施に向けた予算確保			
	復興まちづくり計画に基づく事業実施			
	ライフライン機能の早期復旧			
	受援体制の構築			
	応急給水への対応			
	浄化槽の設置等			
	仮設沈殿池の設置			
	施設の耐震化			
② 電気・通信	ライフラインの早期確保			
	電線類地中化の検討			
	電力ネットワーク強靱化の検討			

※概ね10年間のロードマップを示しますが、それ以降も継続的に取り組みます

■まちの主な取組 ロードマップ（2/3）

主な取組		緊急対応期 応急復旧期	本格復旧・ 復興始動期	本格復興期
10 年				
2) インフラ（防災拠点含む）、ライフラインの早期復旧及び機能強化				
③し尿・ごみ処理・環境	し尿・ごみ処理施設の早期復旧			
	災害ごみの仮置き場の選定・確保	必要に応じて継続		
	産業廃棄物処分場の検討	必要に応じて継続		
	廃棄物発電などの資源活用方策の検討			
	協力団体と連携した人材確保等			
④河川・ダム	河川改修事業の実施	必要に応じて継続		
	土砂の撤去及び維持管理			
	河川流域全体の安全性向上に向けた検討			
	内水排除対策の検討			
	砂防・治山ダムの設置や急傾斜崩壊対策施設等の整備			
⑤港湾・漁港	海岸保全施設・海岸堤防等の改修等	必要に応じて継続		
	岸壁の改修及び海底障害物の撤去	必要に応じて継続		
	漁港や漁港施設等の改修、耐震強化	必要に応じて継続		
	集落の早期復旧や防災対策の推進			
	集落に対する減災対策の強化			
⑥公園	公園及び公園施設等の改修等			
	防災拠点の早期復旧	必要に応じて継続		
	復興記念公園等の整備検討			

※概ね 10 年間のロードマップを示しますが、それ以降も継続的に取り組めます

■まちの主な取組 ロードマップ（3/3）

主な取組		緊急対応期 応急復旧期	本格復旧・ 復興始動期	本格復興期	10 年
3) 歴史・文化等の継承及び市街地の復興					
① 歴史・文化・景観	防災教育等の実施				
	地域資源の魅力を活かした情報発信				
	景観計画に基づく景観再生				
	文化財の被害状況の把握				
	被災文化財の復旧				
	被害状況に応じた再建又は解体の検討				
② 土地利用・地籍調査	文化財レスキュー活動				
	災害に強い市街地整備				
	立地適正化計画の見直し				
	高台移転の検討				
	土地の嵩上げの検討				
	災害危険区域の指定等の検討				
	地籍調査の実施				必要に応じて継続

※概ね 10 年間のロードマップを示しますが、それ以降も継続的に取り組みます

(4) 商業・工業の復興方針

1) 拠点施設の早期復旧と物流ルートの確保

工場や物流施設などの拠点となる施設の早期復旧及び重要となる物流ルートの確保を優先的に行い、地域経済の基盤の早期復旧に取り組みます。

【主な取組】

- 商工会議所等の団体を通じて、事業所や物流ルート・港湾などの被害状況を調査します。
- 緊急復旧支援事業などによる事業施設や設備・ライフラインなどの早期復旧に向けて、低利融資や助成金等による金融支援を実施します。
- 物流ルート・港湾を早期に復旧し、物資の流通の再開・円滑化を図ります。
- 甚大な被害を受けた地域においては、土地利用の最適化や操業環境の改善に向けて、「まち」の土地区画整理事業と一体的に取り組みます。 など

2) 雇用の維持・確保

被災による収入の減少あるいは喪失を契機とした雇用削減・離職を防止し、被災後も安心して働き続けられるよう、雇用の維持と新たな雇用機会の創出に向けた支援を行います。

【主な取組】

- 商工会議所等の団体を通じて、従業員、被災離職者などの雇用状況を調査します。
- 雇用維持制度の周知、専用窓口の設置による相談対応を実施します。
- 雇用調整に向けた金融支援を実施します。
- 事業者の求人と求職者のマッチング支援、被災離職者などの再就職支援を実施します。 など

3) 事業継続と早期再建の支援

被災した事業者の廃業や撤退を抑制するため、資金援助や情報提供等による事業継続と早期再建を支援します。

【主な取組】

- 商工会議所等の団体を通じて、事業者の事業状況や再建意向などを調査します。
- 事業の継続と再建に向けて、低利融資や助成金等による金融支援を実施します。
- 仕入先や販路に関する情報を収集し、事業者へ情報提供を実施します。
- 仮設店舗・事業所を設置し、事業活動を行える場を提供します。
- 移転先としての用地情報の提供を検討します。
- 新たな販路の確保を支援します。 など

4) 地域経済の需要喚起

地域の消費を喚起するためのキャンペーンやイベントを展開し、地域の特産品やサービスの利用促進を図り、地域経済の循環の維持・強化を図ります。

【主な取組】

- 市内事業者等と連携して、生活必需品など、優先度の高い取り扱い商品の確保に努めます。
- 地域の魅力やイベントなどの情報を積極的に発信します。
- 市内事業者等と連携したイベントの開催、プレミアム付き商品券の発行などにより、市内での消費

喚起や観光需要の回復を図ります。

- 地産地消を推進し、需要の維持に努めるとともに、風評被害の防止に努めます。
- 事業展開の拡大や、新規参入企業の立地や起業を促し、地域産業の集積強化を図ります。など

■ 商業・工業の主な取組 ロードマップ

主な取組	10 年		
	緊急対応期 応急復旧期	本格復旧・ 復興始動期	本格復興期
1) 拠点施設の早期復旧と物流ルートの確保			
被害状況調査			
施設等の早期復旧に向けた金融支援			
流通の再開・円滑化			
土地区画整理事業の検討			
2) 雇用の維持・確保			
雇用の状況調査			
雇用維持制度の周知、専用窓口の設置による相談対応			
雇用調整に向けた金融支援			
事業者の求人と求職者のマッチング支援、被災離職者などの再就職支援			
3) 事業継続と早期再建の支援			
事業状況・再建意向調査			
事業の継続・再建に向けた金融支援			
仕入先や販路に関する情報収集・情報提供			
仮設店舗・事業所の設置			
移転先としての用地情報の提供			
新たな販路の確保支援			
4) 地域経済の需要喚起			
優先度の高い取り扱い商品を確保するための支援			
地産地消の推進、風評被害防止対策の実施			
魅力やイベントなどの情報発信			
市内での消費喚起、観光需要の回復			
地域産業の集積強化			

※概ね 10 年間のロードマップを示しますが、それ以降も継続的に取り組みます

(5) 農林水産業の復興方針

1) 基盤施設の早期復旧と物流ルートの確保

事業の早期再開に向けて、被災した製品の処理を進め、インフラや施設の復旧あるいは仮設置するとともに、資機材の購入等に対して補助や支援制度を検討します。また、これまでの販売先へ製品が届けられるよう、物流ルートの確保に努めます。

【主な取組】

《共通》

- 各組合等を通じて、生産基盤や従業者の被害状況を調査します。
- 被災した家畜、倒木、へい死魚や洋上漂流物等の処理体制を整えます。
- 生産基盤（表土整備、舎、加工施設、共同利用施設等）の復旧に向けた支援策を検討します。
- 陸路や航路の状況を把握し、卸売り先への物流ルートを仮復旧等により早期確保に努めます。
- 緊急復旧支援事業により、生産活動に要するインフラの早期復旧を図ります。 など

2) 生産者の維持・確保及び生産活動継続と早期再開の支援

生産基盤の被災による収入の減少あるいは喪失を契機とした離職を防止するため、事業者の生産活動継続に向けた支援策を検討し、推進します。

【主な取組】

《共通》

- 各組合等を通じて、雇用実態や従業員の過不足の状況などを調査します。
- 一時就労相談窓口や心理相談窓口を設置します。（心理相談窓口は、「保健・医療・福祉分野の復興方針「8心の健康づくりの推進」に詳述）
- 生産基盤や資機材などの復旧・調達に要する費用について、低利融資や助成金等による金融支援を実施します。
- 共同利用施設の被災状況を把握し、仮設市場の設置を検討します。
- 資機材等の早期調達等に向けて「協働」の体制づくりや事業共同化を進めます。
- 新規就労者の確保に向けた広報や、事業者の求人と求職者のマッチング支援を行います。 など

《水産業》

- 稚魚の確保や放流に対する支援、環境モニタリング調査の実施や専門家の派遣により、漁業生産量の早期回復を目指します。
- 生産性向上に向けて、スマート水産業の実現に向けた支援を行います。 など

3) シェアや市場価値の維持・向上

被災後にもあっても既存のシェアや市場価値（ブランド）を維持できるよう、品質や需要の維持に向けた取組を推進します。

【主な取組】

《共通》

- 地産地消を推進し需要の維持に努めるとともに、各種モニタリング調査を行い結果の公開による風評被害の防止に努めます。
- 復興割等の支援策を活用し、需要喚起に努めます。 など

《林業》

- 生育に期間を要しない苗木販売事業や間伐材等活用への補助を検討します。
- 再建時において市内産木材の利用を推進します。 など

4) 耕作放棄地の発生抑制・利活用の推進

災害を契機として耕作放棄地が一段と増加すると想定されるため、平常時から耕作放棄地の対応を検討し、耕作放棄地の発生の抑制を目指します。

【主な取組】

《農業》

- 農用地の売買の円滑化に向けたマッチング支援を行います。
- 農用以外の活用策を検討します。 など

5) 鳥獣被害の発生抑制

対獣害施設の被災によりシカやイノシシ等による獣害の増加が想定されます。対獣害施設の再建や狩猟技術者の育成に向けて、既存の取組の継続に努めます。

【主な取組】

《林業》

- 鳥獣害対策の予防対策の支援を継続します。
- 捕獲対策の推進事業を継続します。 など

■ 農林水産業の主な取組 ロードマップ

主な取組	緊急対応期 応急復旧期	本格復旧・ 復興始動期	本格復興期	10 年
1) 基盤施設の早期復旧と物流ルートの確保				
被害状況調査				
被災生産品の処理体制構築				
生産基盤の復旧支援策の検討				
物流ルートの確保				
緊急復旧支援事業の実施				
2) 生産者の維持・確保及び生産活動継続と早期再開の支援				
雇用の状況調査				
一時就労相談窓口や心理相談窓口の設置				
金融支援の実施				
仮設市場の設置				
協働体制づくり、事業共同化の推進				
新規就労者の確保支援				
収量回復に向けた支援				
スマート水産業の実現支援				
3) シェアや市場価値の維持・向上				
地産地消の推進、風評被害防止対策の実施				
需要喚起策の実施				
苗木販売事業や間伐材等活用への補助検討				
市内産木材の利用推進				
4) 耕作放棄地の発生抑制・利活用の推進				
農用地のマッチング支援				
有効活用策の検討				
5) 鳥獣被害の発生抑制				
鳥獣被害対策に向けた資機材等の確保				
捕獲報酬金制度の導入検討				

※概ね 10 年間のロードマップを示しますが、それ以降も継続的に取り組みます